中労委、昭52不再20、昭58.1.26

命令書

再審查申立人 学校法人宇都宮学園

再審查被申立人 X

主

本件再審査申立てを棄却する。

理由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者

- (1) 再審査申立人学校法人宇都宮学園(以下「学園」という。)は、宇都宮市内において宇都宮女子商業高等学校(以下「宇女商」という。)、宇都宮学園高等学校(以下「宇学」という。)及び生徒募集停止中の夜間定時制の宇都宮育英高等学校を設置している学校法人である。なお、宇女商は、昭和4年に創立され、昭和18年に至り財団法人立の学校となり、昭和25年学校法人たる学園の設置する高等学校となり現在に至っているものである。
- (2) 再審査被申立人X(以下「X」という。)は、昭和41年宇都宮大学を卒業し、高等学校の社会科の二級免状を取得し、昭和42年学園に雇用され、以来宇女商において社会科担当の教諭として勤務してきたものであり、宇都宮学園教職員組合(以下「組合」という。)の委員長として、途中一期を除き現在に至るまでその任に当たってきた。
- 2 組合の結成及びその後の労使関係
 - (1) 昭和45年2月4日、宇女商の教職員43名によって組合が結成され、委員長には、組合 結成の準備段階からその中心的役割を果たしていた X が選任された。
 - (2) 組合は、結成当日学園の理事長で宇女商及び宇学の校長でもあるB1 (以下「B1」という。)に対し組合の結成を通告し、翌5日、B1の弟であり学園の理事兼宇女商及び宇学の副校長であるB2 (以下「B2」という。)に対し、組合員10数名が面会し、12項目にわたる要求を提出して団体交渉を求めた。その結果同日の午後組合三役とB2との間で交渉が持たれた。
 - (3) 同年2月7日に至り、B2は、宇女商における職員朝礼の席上「残念だ。私を信じてもらえないということは悲しい。しかしできてしまったものはやむを得ない。組合は法的にも認められているのでしかたがない。」と発言し、更に、同月12日の宇女商における職員朝礼の席上「組合は、正式には認めていない。今までの話合いは、私はあくまで個人として話し合っていたのだ。」と発言した。
 - (4) 組合結成から約1カ月たった同年3月7日、宇学及び宇女商の教職員約60名によって 全宇都宮学園教職員会(以下「新組合」という。)が結成された。同日、組合は新組合の 結成を知り新組合に会見を申し込み、両組合間に会談が持たれたが、その際、新組合を

代表して会談に臨み、発言したのはB1、B2兄弟の義弟で宇学の学年主任であったC1であった。その後、同年3月30日学園は、新規採用職員に対する説明会を行い、その終了後新組合に対して懇談会という名目で同組合への加入呼びかけを許したが、組合に対しては、そのようなことは、なされなかった。

(5) 組合は、学園側が組合を認める認めないという発言や、団体交渉が開かれないことからリボン闘争を行うことを決め、組合員らはリボンを着用した。そして同年3月3日の卒業式にもリボンを着用して出席した。

その後、組合員らは、春闘及び賞与の各要求闘争において、リボン・腕章を着用し登壇した。これに対して学園は、昭和49年12月26日に、同年の冬季賞与要求におけるリボン・腕章の着用に対してXら組合員17名を譴責処分に付した。

- (6) 昭和47年4月学園は、Xが採用されて以来担当していた学級担任を解任し、清掃美化係に就かせた。Xは、学級担任解任につき、学園との団交の場において抗議を行った。この学級担任という仕事は、生徒の発達の過程を直接知り得るところから若い教員の多くが希望するものであり、一方、清掃美化係の仕事は、若い教員にとっては、さほど重要なものとは思われていなかった。
- 3 本件休職処分に至る経緯
 - (1) 昭和50年3月25日、宇女商の学年主任であり新組合の副委員長であったC2は、当時組合員であったA1及びA2に対し「私個人として話をするが、昭和50年度の生徒減の事態を考えたとき、学校としては人員整理をしなければならないと思うし、その際組合の中から犠牲者が出ることを心配する。そこでこの際組合を解散すれば、私が犠牲者を出さないように校長にお願いする。」と申し入れた。これに対してA1ら両名は、C2に、1年間組合活動を全く停止してみたらどんなものかという話しをした。そして、A1らは、このことを組合に持ち帰り、組合内部で討議が行われ、1年間の活動停止も止むを得ないとの意見も出されたが、結論を出すまでに至らなかった。
 - (2) 同年3月28日B2は、Xを呼んで、昭和50年度の生徒数の減少により教職員に余剰人員が生じたが、Xには退職する意思はあるかと問うたところ、Xは、その意思はない旨答えた。次いで、B2は、休職ならどうかと問うたところ、Xは回答を留保した。その際B2は、休職を拒否した場合は業務命令として休職を命ずることもあり得る旨述べ、更に、翌29日の午前中までに回答するよう求めた。

なお、休職期間は昭和50年度の1年間とするというものであり、B2は、Xの復職の可能性はどうなのかとの質問に対し、その時点になってみないと復職させられる条件がそろうか、そろわないかわからないので、その時点でないと申し上げられないと答えた。同日B2は、組合員のA3とA4にも、個別にXに対してと同様の意向打診を行った。これに対して両名は、いずれも休職についての態度を留保した。

- (3) 同日夜組合は、組合員集会を開き休職問題を討議したところ、現在の力関係では休職処分を撤回させることはとうてい不可能なので、休職勧告を受けた本人の考えに一切まかせるほかないということになった。
- (4) 同年3月29日X、A3及びA4の3名は、B2に面会し、休職勧告を受諾する旨回答した。
- (5) 翌30日の朝Xは、B2の自宅に電話をし、同人の妻に、前日の休職勧告受諾の意向を

撤回する旨の伝言を依頼し、即日、理事長あてに、「私は、昭和50年3月28日貴学校法人 B2理事より、同年4月1日以降の1年間休職処分にしたい旨の申入を受けましたが、 右申入には納得がいきませんのでおことわりします。

念のため本書面にて右申入に応じる意思のないことを明らかにしておきます。」との内容証明郵便を送付した。

さらにXは、同年4月1日送付されて来た休職辞令(同年3月29日付)を同日B2に返還した。休職辞令には、「昭和50年度間休職を命ずる、昭和50年度基本給金103,500円也」と記載されていた。

- (6) 宇女商においては、校務分掌、教科・科目担当等は、通常3月31日から3、4日間ある休暇のうち1日を選び、教務が集まって、その案を作成し、4月2日頃決定することとなっており、昭和50年度においても、同年4月2日に決定した。
- (7) 昭和49年度末に休職あるいは退職になった宇女商の教員は、Xを含めて10名であり、そのうち休職者が4名、退職者が6名であった。退職者6名のうち3名は1年契約の講師であり、残りの3名は、結婚に伴い依願退職したものであった。休職者及び退職者の氏名、担当科目は次の表のとおりである。

氏名	教諭講師の別	休職退職の別	担当科目	
X	教諭	休職	社会	
A 3	同	司	司	
A 4	同	司	国語	
С 3	同	司	商業	
C 4	同	退職	英語	
C 5	同	司	体育	
C 6	同	司	同	
C 7	講師	司	数学	
C 8	同	司	商業	
C 9	同	司	音楽	

なお、50年度において学園は、英語を担当していたC4及びC10(49年度の中途で退職)の代替えとしてC11を、ならびに体育を担当していたC5及びC6の代替えとしてC12を新規に採用した。

さらに昭和50年度末の退職者は、上記の休職者4名を含む9名であり、休職者4名を除く5名のうち3名は依願退職であり、残る2名は講師に身分が変更したものである。なお、Xら休職者4名を除く退職者の氏名、担当科目は次の表のとおりである。

氏名	退職、身分 変更の別	担当科目
C 13	退職	商業
C 14	司	国語
C 15	司	英語
C 16	講師	商業
C 17	同	同

4 宇女商における生徒数、教員数、社会科授業時間数等の推移

(1) 宇女商における生徒数、学級数及び1学級当たりの生徒数の推移は、次の表のとおりである。

			昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度
生	徒	数	2,950人	2,857人	2,658人	2,447人	2,210人
学	級	数	48	48	47	46	43
1学級当たりの 生徒数		61.5人	59.5人	56.6人	53.2人	51.4人	

(2) 宇女商における昭和49、50年度の教員数(昭和50年度においては、休職処分を受けた者を除く。) は、次の表のとおりである。

	昭和49年度	昭和50年度	
教諭(副校長及び助 教諭を含む。)	79人	73人	
講師	10人	7人	

(3) 宇女商における社会科授業時間数、教員数及び教員1人当たりの授業時間数の推移は、次の表のとおりである。

			叩毛ューケ中	四年10年	四年0年	四手にんた曲
			昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度
			1週間	177時間	132時間	124時間
社会	科授業	時間数	180時間	(講師の6時		(副校長の4
				間を含む。)		時間を含む。)
			9人	10人	8人	7人
教	員	数		(うち講師	(うち授業の	(副校長を
				1人)	ない者1人)	含む。)
教員	(副校長、	授業の				
ない者及び講師を除		20.0時間	19.0時間	18.8時間	20.0時間	
< ₀) 1	人当たり	時間数				

- (4) 宇女商における社会科科目のうち、生徒が卒業までに履修しなければならない科目は、 普通科にあっては昭和49年度、50年度ともに地理B、世界史、日本史、倫社及び政経の 5科目であり、商業科にあっては昭和49年度においては、地理B、世界史及び政経の3 科目、昭和50年度においては、地理B、世界史及び倫社の3科目である。
- 5 学園の財政状況
 - (1) 学園の、ここ数年における基本金及び消費収支差額の推移は、次の表のとおりである。

	昭和47.3.31現在	昭和48.3.31現在	昭和49.3.31現在	昭和50.3.31現在
基本金の額	円	円	円	円
	1, 628, 008, 600	1, 778, 433, 600	1, 846, 204, 355	1, 939, 243, 761
消費収支	円	円	円	円
差額	3, 819, 024	7, 487, 885	9, 332, 960	10, 451, 192

- (2) 昭和51年11月3日学園は、宇都宮市内に前年から建設中であった上野記念館を開館した。なお、この記念館の総費用は約350,000,000円であった。
- 6 昭和49・50年度の宇女商における社会科教員

配偶者 教諭 通勤 昭和49年度 昭和50年度 氏名 年令 の職業 講師 担当科目 時間数 担当科目 時間数 の別 の有無 距離 世界史、倫 地理B、倫 km C18教諭 64 有 18 20 8 社、政経 社. 地理B、世 地理B、世 C 19 同 63 無 2 18 18 界史 界史 地理B、政 地理B、世 C20同 64 同 28 19 21 界史、倫社 経 世界史、倫 世界史、政 C21司 62 同 35 20 17 経 社 地理B、政 地理B、倫 C22同 32 同 20 10 18 社 経 世界史、日 世界史、日 C23同 同 2 21 31 21 本史 本史 地理B、世 (休職) Χ 同 34 有 60 21 界史 A 3 同 28 同 4 (休職)

昭和49・50年度の宇女商における社会科教員の担当科目等は、次の表のとおりである。

3 なお、B2は、それまで数年間宇女商において教科を担当したことはなかった。

7 Xの勤務状況等

B 2

(副校長)

56

無

(1) 昭和43年4月29日の夜Xは、酔余のうえ、警察官の自転車に乗ろうとしてとがめられ、 留置されたが、当直の教員がもらいさげた。このことに対して学園は、同人に注意をし たが、処分はしなかった。

政経

4

- (2) 昭和46年8月Xは、学園の許可なく、宇都宮市内で開かれた母親大会で、宇女商教諭 の身分を明かして発言したことに対し、就業規則上の懲戒処分としては最も軽い譴責処 分を受けたことがある。
- (3) 一方、Xは、過去3、4回程皆勤表彰を受けたことがあり、また、遠距離通勤が原因 となって勤務に支障を及ぼしたこともなかった。

8 本件休職処分後の事情

- (1) 組合は、学園に昭和50年4月3日以降10数回にわたりXの休職問題についての団体交 渉を申し入れたが、学園は応じなかった。
- (2) 同年4月7日前後において、組合から大多数の組合員が脱退した。その結果、組合は、 それまで約20名いた組合員が、A5、A6、A7及びXの4名となった。
- (3) 同年4月11日夜B2は、同月上旬に組合を脱退したA1に対し「女子職員でA7が残 っているようなことを聞いたが、非常に有能な教員だと思っている。それなのに争いの 渦中にまき込まれるのは可哀想だし、忍びないと思う。」等と電話した。

翌12日A1は、A7に対し「ある人から電話があってあなたのことを心配している」、 「今後組合活動を続けて行くことは体力的にも大変だし、プラスになるとも思えない。

女一人で続けるのは困難だが、どうだろうか。」と電話し、「ある人」とは誰のことかとのA7の問いに対し、「ある人」とはB2であると答えた。

- (4) 昭和51年3月末、学園においては、昭和51年度の宇女商の生徒数が1,879人、学級数が38 となることが判明した。
- (5) 昭和51年3月31日学園は、「(休職者を)復職させることが適当でないと認めるときは、 復職させない。」及び「休職期間が満了し、復職を命ぜられなかったときは、雇用関係は 終了する。」との就業規則の規定に基づき、Xを解雇した。

第2 当委員会の判断

学園は、初審命令がXの休職処分及び解雇を、いずれも不当労働行為にあたると判断したことを不服として再審査を申し立てているので、以下判断する。

1 Xの休職処分について

学園は、Xの休職処分は入学者数、すなわち生徒数の激減及びそれによる財政状態の悪化から余剰教員の減員に迫まられ、その一環としてなされたものであり、合理的な基準に基づいて同人を休職者として選衡したものであって、何ら不当労働行為にあたらないと主張する。

(1) 宇女商における生徒数及び学級数の推移をみると、前記第1の4の(1)認定のとおり、昭和46年度をピークに年々減少し、昭和50年度においては、生徒数は2,210人(前年度より237人減)、学級数は43学級(前年度より3学級減)となっていることが認められる。 一方、当時の学園の財政状況をみると、前記第1の5の(1)及び(2)認定のとおり、消費収支差額は年々先細りながらも依然として黒字を計上していること、上野記念館を総費用約3億5千万円をもって建設していることが認められる。

つぎに、宇女商における社会科の授業時間数、教員数及び教員1人当たりの授業時間数の推移をみると、前記第1の4の(3)認定のとおり、昭和50年度の授業時間数は、前年度より8時間減り、124時間となっている。このため、前年度の教員教(8人)を維持するとすれば、1人当たり授業時間数は15・5時間で、前年度の18・8時間に比し3.3時間の減となる。他方、前年度の産休者を除く実働教員数(7人)を維持するとすれば、1人当たりの授業時間数は17・7時間で、前年度のそれに比し1.1時間の減となる。また、前記第1の6認定のとおり、前年度においては授業時間数が17時間または18時間であった教員が7名中4名いることが認められる。

以上の事実を総合すると、学園の主たる収入が授業料等の学納金及び県の補助金であり、これらはいずれも在籍生徒数に比例して増減するものであること、1学級当たりの生徒数を順次減らしてなお上記学級数にせざるをえなかった学園の事情及び学級数の減少が必然的に授業時間数の減少を伴うものであることを考え合わせると、本件当時、学園としては、宇女商全体について何らかの対応に迫まられていたものとみられるが、そのことから当然に社会科において2名の減員が必要であったとは認められない。

- (2) ところで、学園は、社会科においてXを余剰教員として休職者の1人とした理由は、教員としての適格性、勤務態度を第1の基準としたもので、その具体例として、Xは、①昭和43年4月29日の深夜、泥酔し、公務執行妨害罪容疑で宇都宮警察署に連行された、②組合委員長としてリボンや腕章を着用して卒業式に臨んだり、登壇したりした、③組合ニュースを学園の注意にもかかわらず、教職員の机上に表向きにして配布した、④昭和46、47年にかけて数回にわたって生徒に対し、学校に対する不満をアンケート調査をした、⑤清掃美化係副主任であるのに、全校一斉の清掃時間中にしばしば事務室で新聞を見ていた、⑥懲戒処分を2回受けていることを挙げ、第2の基準として⑦教科の必要性、代替性の度合い(Xは倫理社会、政治経済を得意科目としていたが、右科目は副校長であるB2が専門であり、Xを十分代替しうるものであった。)、⑧通勤条件(Xは、当時、宇女商より60キロも離れた益子町より通勤しており、校外指導や課外活動の面でも教員として相対的に不適当と判断される余地があった。)、⑨家庭の経済状態(Xの妻は県立高校の教員であり、共稼ぎである。)をも考慮し、総合的に評価した結果であると主張する。
 - イ ①についてみると、前記第1の7の(1)認定のとおり、Xは酔余のうえ、警察官の自転車に乗ろうとしてとがめられ、留置されたが、当直の教員がもらいさげ、この件について学園は同人に注意をしたものの処分はしなかったことが認められる。このような行為は教員として厳に慎しむべきことであるが、7年前のことでもあり、また、初審における学園側証人B2も、このことは本件休職処分の直接の理由にはしていない旨証言している。
 - ②についてみると、組合員らが卒業式や賃上げ及び賞与の各要求闘争において、リボンや腕章を着用したことは、前記第1の2の(6)認定のとおりである。これらリボン等着用闘争が学園に対する抗議や要求貫徹のため組合員間の団結を深めることを目的として行われたものであるとしても、このような形で労使紛争を教育の場に持ち込み生徒に影響を及ぼすことは好ましいことではない。しかしながら、これは組合活動として組合員全員によって行われたものであり、特にこれをXの教員としての適格性評価の一事由とすることは相当でない。
 - ③及び④についてみると、組合ニュースは教職員のみを対象としてその事務室内の 机上に配布したものであることがうかがえ、また、アンケートの実施は、その内容が 仮に学園主張のように「学校が厳しすぎて自由を拘束されているか」、「生徒会があっ た方がよいか」、「学校には年輩の先生が多いと思うか」、「将来子供を宇女商に入れる か」というものであったとしても、生徒の学園や教育に対する意見を把握し、これを 学園の問題として改善を図ることは教育現場に携わる教員の仕事の一つであることを 考えると、上記内容をもって直ちに生徒に反学園的意識を増長させるものと評価する

ことはできず、学園主張のように、アンケートの実施及び組合ニュースを表向きに配布したことをもって、生徒を組合活動に巻き込む策としてとられたものということもできない。

⑤についてみると、学園の主張を認めるに足る資料はなく、また、この件は、初審における学園側証人B2が本件休職処分とは関係がないと証言している事柄である。

⑥についてみると、Xは昭和46年8月に宇都宮市内で開かれた母親大会に学園の許可なく出席し、宇女商教諭の身分を明かして発言したことに対し、譴責処分を受けたこと、また、昭和49年12月26日に、リボン等着用行為につき、着用した組合員らとともに譴責処分を受けたことは前記第1の7の(2)及び同2の(5)認定のとおりである。しかしながら、前者についてはXも反省し始末書を提出していることでもあり、以後、同様の行為があったとも認められない。また、後者の処分は、上記②のとおりリボン等を着用した全員が受けたものであり、Xに限ったものではない。

ロ ⑦についてみると、Xが昭和49年度に担当していた科目は地理B及び世界史であり、昭和50年度にB2が担当したのは政治経済であったことは前記第1の6認定のとおりであって、学園の主張には矛盾がある。

⑧についてみると、なるほどXが社会科教員の中で最も遠距離通勤であったことは前記第1の6認定のとおりであるが、それにより校外指導や課外活動の面で具体的に問題があったと認めうる資料はない。また、Xは遠距離通勤になってからは遅刻も多かったという学園の主張を裏付ける資料もない。

⑨についてみると、夫婦とも高校の教員であることからすれば、共稼ぎでない教員と比較して経済的に恵まれているとみられないでもない。しかしながら、当時の社会科教員の年令構成は前記第1の6認定のとおりであり、すでに扶養義務からも解放されていると考えられる者もいることがうかがえ、また、C18(64才)もX同様共稼ぎであって、他にXが社会科教員の中でより経済的に恵まれていたと認めうる資料はない。

上記イ及び口のとおり、学園の主張するXを休職処分とした理由には合理性が認められず、また、休職者の選定にあたって学園の主張する適格性の有無を社会科の教員の全てについて検討した形跡もみられないことからすると、学園がはじめからXに対して休職処分をしようとする意図を有していたものと推定される。

(3) 組合結成後の労使関係についてみると、学園は、前記第1の2の(3)認定のとおり、組合結成当初においてB2が組合を否認するが如き発言をしており、また、同(4)認定のとおり、新組合には懇談会という名目で新規採用職員に対する同組合への加入呼びかけを許しながら、組合にはそのようなことを行っていないことが認められる。

さらには、前記第1の2の(6)認定のとおり、昭和47年4月学園は、Xが学園に採用されて以来担当していた学級担任を解任し、若い教員にとってさほど重要なものと思われていなかった清掃美化係に就かせている。

また、本件休職処分の直前において、学年主任で新組合の副委員長であったC2が、当時組合員であったA1及びA2に対し、「組合員の中から犠牲者が出ることを心配する。そこでこの際組合を解散すれば、私が犠牲者を出さないように校長にお願いする」と申し入れ、これに対し、A1ら両名は、C2に、1年間組合活動を停止してみたらどんな

ものかという話をしたことは前記第1の3の(1)認定のとおりである。

これらの事実からみると、学園は組合結成当初から同組合の存在をこころよく思っていなかったものと推認され、また、本件休職処分当時、宇女商においては、組合の組合員として組合活動を続けていれば、人員整理の対象とされるのではないかとの懸念が組合の組合員だけでなく、新組合の副委員長にすら認識されていたものと判断され、このことは、当時の学園の全体の空気、ひいては学園の組合に対する態度を示しているものと推認せざるをえない。

なお、学園として本件人員整理問題について組合に何らの説明もしなかったことは、 学園も自認しているところである。

- (4) 以上の(1)ないし(3)の判断を総合して考えると、結局、本件Xの休職処分は、学園が人員整理問題に藉口して組合の委員長であるXを休職処分に付し、組合の弱体化及びXの職場からの排除を図ったものと判断せざるをえず、これを不当労働行為であるとした初審判断は相当である。
- (5) なお、学園は、本件休職処分はXの同意を得たうえで休職辞令を発したものであり、同人は休職承認の翌日右意思表示を撤回してきたが、すでに校務分掌は決っていたことでもあり、同人の休職撤回要求に応じなかったものであると主張する。

また、校務分掌は、4月2日に決定されたものと認められ、仮に学園主張のようにXが休職勧告を受諾する旨の回答をした3月29日に決定されたものであるとしても、同人の回答を待って直ちに決定できるものであるならば、変更もまた短時日で可能であったものと思料される。

したがって、本件Xの休職処分は同人の同意に基づくものであり、同人の同意の撤回 に応じられる状態になかったとする学園の主張は採用できない。

2 Xの解雇について

学園は、Xの解雇は、昭和51年度の入学者数が更に減少し、それに伴い学級数が一層減り、教員が余剰となったので、同人を含む休職者を復職させる客観的条件を全く欠くに至ったため、就業規則第21条第1項、同第22条ハ号に基づいて行ったものであると主張する。

しかしながら、本件解雇は、結局、Xが「休職者であること」を理由としてなされたものであることは前記第1の8の(5)認定のとおりである。

そうだとすると、Xに対する本件休職処分が不当労働行為であることは上記1で判断したとおりであり、したがって、本件解雇は、自らのなした不当労働行為により生じた状態をその理由とするものであって、本件休職処分と同じく不当労働行為であるとした初審判断は相当である。

なお、学園は、Xは休職期間中とはいえ、まだ学園に在籍しておりながら、宇女商を誹

謗中傷した文書を大量に配布し、生徒減の一因をなしたものであって、同人は自ら生徒減、 教員の余剰をもたらしめ、自らの復職の道を閉ざし、退職に追い込まれたものであると主 張する。

なるほど、前記第1の8の(5)認定のとおり、Xが休職となった後、同人の休職又は解雇について組合名義、「X先生を支援する会」名義又は両者連名の文書が数回不特定多数の人に配布されたことは認められる。しかしながら、当該文書は、その中に一部適当とは思われない箇所があるとしても、本件休職処分又は解雇の不当性を訴えることを主たる内容としているものであって、これが配布によって生徒数の減少がもたらされたものとは断定できず、学園の主張は採用できない。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和58年1月26日

中央労働委員会 会長 平 田 冨太郎